

2009年6月17日

多重債務問題改善プログラムのフォローアップについての意見

有識者会議委員 宇都宮 健 児

多重債務問題改善プログラムフォローアップの論点

1 相談体制

(1) 現状の確認

自治体によって熱心に相談活動を行っているところとほとんど体制を作っていないところの格差が生じている。自治体に多重債務相談の充実が自治体にとってもメリットのあることを理解し推進することが必要である。その意味でも徴収部門との連携強化が必要であり、静岡市などの取り組みを全国に発信する必要がある。

(2) 相談と融資窓口との連携の必要性

栗原市からのヒアリングで、同市が民間金融機関に資金を預託して債務整理や生活再建資金の貸付けをする制度が始まって以降多重債務相談が急増したことが報告されている。しかし、必ずしも融資件数が多くはなく、借金に追われてどこかで貸してくれるところはないかと困って相談の窓口を訪れるが融資制度を利用することなく解決できていることが明らかとなった。

(3) 社会福祉資金貸付制度をセーフティネット貸付として充実させ、相談窓口との連携を

2009年度補正予算で生活福祉資金の貸付制度が抜本改正された。そもそも低所得者向けの貸付制度であったが融資原資が2000億円を超えているのに融資額はその半分以下であった。その原因は広報不足、事務を担う社会福祉協議会のスタッフ不足などとともに、保証人を徴求することや貸倒引当金が不足して不良債権を処理できなかったことなどによる。今

回の補正予算では700億円を予算化して貸付原資の積み増しや貸倒引当金を用意し、第3者保証人を徴求しなくとも貸し付けができるように改めた。さらに、新設された「総合支援資金」は生活支援費、住居入居費、一時生活再建費（債務整理資金経費など上限60万円を含む）について貸し付けできる仕組みができたことから自治体の相談窓口と生活福祉資金の実施主体の都道府県社会福祉協議会、窓口の市町村社会福祉協議会との連携によって、栗原モデルに近い貸し付けと相談体制の連携をする素地が出来上がった。

貸付制度とともに生活サポートの仕組みが不可欠であるが、同様に補正予算で貸付けの事務費が計上されたことから、生活サポートの仕組みを今後整えて行くことが可能となってきた。

生活福祉資金貸付の利用者は現在17万人と多くなく、原資の積み増しなどからすると今後50万人程度の資金需要に応じることができることから低所得者について現行の運用の住民税非課税世帯（夫婦と2人の子供世帯で270万円）の枠を拡大するなどしてセーフティネット貸付の充実を図る必要がある。

（4）社会福祉協議会を都道府県の多重債務対策協議会のメンバーへ

セーフティネット貸付としての機能の強化のためにも各地の多重債務対策協議会へ社会福祉協議会からもメンバーに入ってもらう必要がある。

（5）総量規制対策

① 総量規制の周知を

総量規制は、返済能力を超える貸付けを禁止する規定であって、返済能力を超えて貸し付けられた残高の取立てを命ずる規定ではない。総量規制は、本来の約定にない繰上げ返済の要求（貸し剥がし）を正当化するものではないし、返済困難に陥った顧客等に対する期限の猶予や返済計画の条件緩和等の措置を講ずることを制約するものでもな

い。

これらの点について、貸金業者及び顧客等の双方に誤解が起これないよう、金融庁及び日本貸金業協会において、現時点から注意を喚起しておくべきである。

② カウンセリング機関の紹介

貸金業者は、資金需要者等の利益の保護のため必要があるときは、法テラスなど適切なカウンセリング機関を紹介するよう努めなければならない（法12条の9）。これまで繰り返し貸付けを行ってきた既存顧客に対して新たな貸付けができなくなる場合などは、特にこの点が重要となる。金融庁及び日本貸金業協会において、貸金業者に対し、この規定の趣旨を周知徹底すべきである。

(6) 多重債務者相談キャンペーンについて

本年の多重債務者相談キャンペーンでは、自殺対策との連携、社会福祉協議会との連携、中小事業者の相談など課題も多い。

ここまでの2年間の取り組みでは相談ウィーク、相談キャンペーン期間中の相談件数は6,000件程度であり、総量規制の導入直前ということもあり相談需要は増大することが予想されることから10,000件を超える相談を受け付ける体制を準備する必要性が高い。

自治体の広報誌を利用した広報の強化、法テラスの案内の利用など相談会の周知をはかることが重要である。

さらに、キャンペーンに社会福祉協議会の協力を得て、借金の整理と融資の相談に応じる体制を作ることが企画されていい。また、中小業者の借金の相談にも応じることも必要である。

2 ヤミ金対策

- (1) ヤミ金被害のピークは2002～2003年にあり、その後は取締りの強化によって被害の拡大を押さえ込んできた。ただし、不況による収入の減少、総量規制導入後に返済能力を超える支払を請求されて支払困難に陥る多重債務者をヤミ金が狙う危険があるので、なお予断は許さない状況にある。
- (2) 改正貸金業法成立時の衆参両院における附帯決議は、「ヤミ金業者に関する情報を広く一般から効果的に集めるための手法の導入に努めること」を求めている。他人名義の預金口座、他人名義の携帯電話を利用する近年のヤミ金業者の傾向に即して、犯罪利用預金口座や犯罪利用携帯電話の情報、違法広告物等を意識的に収集することが重要である。その意味で、弁護士、司法書士、多重債務者支援団体と警察との連携を図る必要がある。
- (3) 警告電話、口座凍結、携帯電話利用停止の件数を定期的に集約し、都道府県毎の数値を検証する必要がある。これらは犯罪の被害の拡大防止等のため行うもので、捜査情報ではない。
- (4) 平成20年6月10日の最高裁判決は「ヤミ金には元本も含めて一切払う必要がない」ことを明らかにした。これを現場警察官に周知徹底する取り組みを継続すべきである。
- (5) 犯罪利用等携帯電話に関する情報の受付窓口を設置することが検討されるべきである。各地方の財務局が不正口座の受付窓口を設置していることが参考になると思われる。

3 セーフティネット貸付の強化

- (1) 全国的な借りられなくなった人向けの見守りの仕組みを備えた生活再生貸付制度はたはいまだ存在しない。地域では、グリーンコーポ生協、盛岡、

宮城栗原及び静岡労金の活動が注目される。

(2) 生活福祉資金貸付が同制度を担う可能性が出てきた。

低所得者向けの貸付制度であるが、事故情報登録者についても排除されないこと、補正予算で事務費も一定認められ、生活サポートについても予算化されたことから、セーフティネット貸付として育てて行くことが重要である。既に述べたとおり貸付対象の拡大も必要である。

(3) 事業者向け債務相談体制の整備

各地の多重債務相談窓口で積極的に個人事業者の借金相談に応じますとの広報を行う必要性が高い。

中小事業者への緊急支援策について各地ではなかなか借りられないとの苦情を聞く。貸し渋り対策の強化と、政府系金融機関の融資が伸びていないことからその活性化を図る必要がある。

4 自殺対策との連携強化

自殺防止看板の設置と借金相談への誘導など一部では成果が出ている。

「借金で自殺をするな」として多重債務相談と借金相談の共同企画や、栗原市のように自殺対策部門で多重債務相談に力を入れる活動など企画されている。

以 上